

第 2 回
北九州市特別職議員報酬等審議会
事務局試案

平成26年7月
北九州市総務企画局

市長の給料月額の改定額検討

区 分		市 長		順位	
現 行		給料月額		1,340,000円	6
		(参考)	例月給与	1,380,200円	10
			年間給与	22,239,846円	11
1案	一般職の累積給与改定率 (0.27%)を考慮	給料月額		1,350,000円	6
		増減額		10,000円	—
		増減率		0.7%	—
		(参考)	例月給与	1,390,500円	9
			年間給与	22,405,815円	11
2案	管理職の 累積給料改定率 (▲8.83%)を考慮	給料月額		1,230,000円	14
		増減額		▲110,000円	—
		増減率		▲8.2%	—
		(参考)	例月給与	1,266,900円	15
			年間給与	20,414,187円	16
3案	政令指定都市 (本市を除く)の平均額 (1,279,579円)	給料月額		1,280,000円	9
		増減額		▲60,000円	—
		増減率		▲4.5%	—
		(参考)	例月給与	1,318,400円	11
			年間給与	21,244,032円	14

※「順位」は政令指定都市中高いほうからの順位

※「例月給与」は給料月額に地域手当(給料月額×3%)を加えた額

※「年間給与」は例月給与12月分に期末手当(年間:算定基礎の2.90月分)を加えた額

※管理職は局長級、部長級及び課長級の職員を指す。

副市長の給料月額の改定額検討

区 分		副 市 長		順位
現 行	給料月額		1,060,000円	6
	(参考)	例月給与	1,091,800円	9
		年間給与	17,592,714円	12
1案 市長の1案(増減率0.7%) を考慮	給料月額		1,070,000円	6
	増減額		10,000円	—
	増減率		0.9%	—
	(参考)	例月給与	1,102,100円	8
		年間給与	17,758,683円	10
2案 市長の2案(増減率▲8.2%) を考慮	給料月額		980,000円	12
	増減額		▲80,000円	—
	増減率		▲7.5%	—
	(参考)	例月給与	1,009,400円	15
		年間給与	16,264,962円	15
3案 市長の3案(増減率▲4.5%) を考慮	給料月額		1,020,000円	9
	増減額		▲40,000円	—
	増減率		▲3.8%	—
	(参考)	例月給与	1,050,600円	14
		年間給与	16,928,838円	14

※「順位」は政令指定都市中高いほうからの順位

※「例月給与」は給料月額に地域手当(給料月額×3%)を加えた額

※「年間給与」は例月給与12月分に期末手当(年間:算定基礎の2.90月分)を加えた額

※管理職は局長級、部長級及び課長級の職員を指す。

市長の退職手当支給割合の改正検討

区 分			市 長	
				順位
現 行	支給割合		0.60	4
	退職手当額		38,592,000円	5
1案 直近(平成25年7月) の一般職の退職手当 最高限度支給割合の 引下げ率(▲16.3%) を考慮	支給割合		0.50	14
	引下げ率		▲16.7%	—
	退職 手当 額	給料月額(1案) 1,350,000円の場合	32,400,000円	11
		現行との差額	▲6,192,000円	—
		給料月額(2案) 1,230,000円の場合	29,520,000円	16
	現行との差額	▲9,072,000円	—	
	給料月額(3案) 1,280,000円の場合	30,720,000円	14	
現行との差額	▲7,872,000円	—		
2案 前回見直し (昭和58年6月)以降 の一般職の退職手当 最高限度支給割合の 引下げ率(▲25.2%) を考慮	支給割合		0.45	17
	引下げ率		▲25.0%	—
	退職 手当 額	給料月額(1案) 1,350,000円の場合	29,160,000円	16
		現行との差額	▲9,432,000円	—
		給料月額(2案) 1,230,000円の場合	26,568,000円	17
	現行との差額	▲12,024,000円	—	
	給料月額(3案) 1,280,000円の場合	27,648,000円	17	
現行との差額	▲10,944,000円	—		
3案 政令指定都市 (本市を除く)の 平均支給割合 (0.545)を考慮	支給割合		0.55	10
	引下げ率		▲8.3%	—
	退職 手当 額	給料月額(1案) 1,350,000円の場合	35,640,000円	8
		現行との差額	▲2,952,000円	—
		給料月額(2案) 1,230,000円の場合	32,472,000円	11
	現行との差額	▲6,120,000円	—	
	給料月額(3案) 1,280,000円の場合	33,792,000円	9	
現行との差額	▲4,800,000円	—		

※「順位」は政令指定都市中高いほうからの順位

※退職手当額＝給料月額×支給割合×在職月数(48月)

副市長の退職手当支給割合の改正検討

区 分		副 市 長	順位	
現 行		支給割合	0.45	4
		退職手当額	22,896,000円	5
1案 市長の1案 (引下げ率▲16.7%) を考慮	退職 手当 額	支給割合	0.38	11
		引下げ率	▲15.6%	—
		給料月額(1案) 1,070,000円の場合	19,516,800円	8
		現行との差額	▲3,379,200円	—
		給料月額(2案) 980,000円の場合	17,875,200円	13
		現行との差額	▲5,020,800円	—
給料月額(3案) 1,020,000円の場合	18,604,800円	11		
現行との差額	▲4,291,200円	—		
2案 市長の2案 (引下げ率▲25.0%) を考慮	退職 手当 額	支給割合	0.34	16
		引下げ率	▲24.4%	—
		給料月額(1案) 1,070,000円の場合	17,462,400円	13
		現行との差額	▲5,433,600円	—
		給料月額(2案) 980,000円の場合	15,993,600円	15
		現行との差額	▲6,902,400円	—
給料月額(3案) 1,020,000円の場合	16,646,400円	15		
現行との差額	▲6,249,600円	—		
3案 市長の3案 (引下げ率▲8.3%) を考慮	退職 手当 額	支給割合	0.41	5
		引下げ率	▲8.9%	—
		給料月額(1案) 1,070,000円の場合	21,057,600円	7
		現行との差額	▲1,838,400円	—
		給料月額(2案) 980,000円の場合	19,286,400円	8
		現行との差額	▲3,609,600円	—
給料月額(3案) 1,020,000円の場合	20,073,600円	7		
現行との差額	▲2,822,400円	—		

※「順位」は政令指定都市中高いほうからの順位

※退職手当額＝給料月額×支給割合×在職月数(48月)